

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その5)

平成27年

目 次

議案第 133 号 鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について…	1
---	---

議案第 133 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 3 月 18日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

国民健康保険法等の一部改正に伴い、暫定措置として実施している保険財政共同安定化事業等が恒久化されることから、保険料基礎賦課総額の算定に関する規定を整備するとともに、引用条項を整備するものである。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第10条の3第1号中「保健事業に要する費用の額」を「保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の $\frac{1}{2}$ に相当する額」に、「及び病床転換支援金等」を「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」に改め、同条第2号中「及び病床転換支援金」を「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」に、「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第14条の5中「第4条第2項第7号」を「第4条第2項第6号」に改める。

第14条の5の10中「第4条第3項第7号」を「第4条第3項第6号」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第14条の5及び第14条の5の10の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の鎌倉市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。